

氏名 (生年月日)	コ バケン ダイ ステ 小林大祐 (1981年9月15日)
学位の種類	博士(政治学)
学位記番号	法博甲第99号
学位授与の日付	2015年3月19日
学位授与の要件	中央大学学位規則第4条第1項
学位論文題目	ドイツ都市交通行政の構造分析 —運輸連合を通じた連携と調整の組織機制—
論文審査委員	主査 武智 秀之 副査 中澤 秀雄・秋吉 貴雄

内容の要旨及び審査の結果の要旨

小林大祐氏から提出された博士学位請求論文「ドイツ都市交通行政の構造分析——運輸連合を通じた連携と調整の組織機制——」はドイツにおける都市交通行政，とくに運輸連合という制度を検討したものである。広域的な都市交通政策を管理する地域交通組織が創設される要因と，その変化する要因をコントロール構造に着目して分析している。運輸連合というのはドイツ，オーストリア，スイスで見られる独自の連携組織・管理組織であり，路線網・運行の連携，域内運賃の共通化，切符の販売などで都市政府間の交通行政を一元化するメカニズムである。分権化された都市行政を民営化することだけでなく，連携・調整という選択をすることで効率的な運営を試みる事例を研究対象としている。

論文の構成，概要，特徴と評価，課題について以下説明したい。

◎論文の構成

論文の構成は以下の通りである。

序章 課題の設定

第1章 分析枠組みの検討

第1節 空間ガバナンスの構成要素

第2節 分析モデルの整理・検討

第3節 都市交通行政の分析枠組み

第2章 ドイツ都市交通行政の歴史過程

第1節 都市公共交通創出の基盤

第2節 都市政策化と都市交通

第3節	戦間期の都市交通政策
第4節	小括：戦前期における都市交通行政の空間ガバナンス
第3章	戦後ドイツの都市交通行政
第1節	戦後ドイツの都市交通基盤
第2節	連邦政府の交通政策
第3節	都市交通の拡充と地域交通組織の誕生
第4節	小括：運輸連合創出の背景
第4章	都市交通行政の分権改革
第1節	地域化・国鉄民営化の背景
第2節	鉄道改革と地域化をめぐる過程
第3節	分権化による都市交通行政の変容
第4節	小括：地域化による構造変化
第5章	地域交通組織の質的転換
第1節	都市交通行政のジレンマ
第2節	地域交通組織の多様性
第3節	小括：運輸連合簇生の要因
第6章	事例研究：各都市の地域交通組織
第1節	バイエルン州の都市交通行政
第2節	ノルトライン＝ウェストファーレン州の都市交通行政
第3節	都市州の都市交通行政
第4節	地域交通組織の比較要因分析
結語	結論と含意

◎論文の概要

序章においては、「課題の設定」として論文の課題、アプローチ、視点、方法について説明している。

第1章においては「分析枠組みの検討」として、アクターの「利益」「制度」に加えて、「配置」という概念を設定する。「利益」とは合理的なアクターの行動原理に沿うものであり、「制度」とはアクターの利益に働きかけ行動を抑制変化させる機能をさす。そして本論文の特色である「配置」とは、ある特定の決定に関わりうるアクターがどれだけ存在し、そのような特性を有しているかを示すものであり、アクターの数、影響力、関与の程度によって規定されるものとする。「配置」の概念は「利益」と「制度」の中間的視角であり、相互を輔弼するものとして設定される。

第2章においては、ドイツの都市交通行政の歴史の変遷を辿る。都市公共交通が登場した背景には、地方自治体の自治強化、全権限性原則の確立、つまり都市政策における地方自治体の自由裁量が認められたことがある。第二帝政期には都市社会主義の受容、都市官僚の台頭、都市経営の営利

主義、生存配慮原則の生成があり、戦間期には地方自治体は都市計画上の利益や生存配慮の役割など都市政策コントロールの「利益」を考慮し、都市公益企業の路面電車の独占供給などの「配置」がみられ、生存配慮の保障が「制度」として継承されていった。

第3章においては、戦後ドイツの都市交通行政の展開において運輸連合が創設された理由と背景について論じている。都市公共交通の許認可権限は州政府にあり、供給責任は地方自治体にあるという「配置」の構造の下で、地方自治体は都市交通行政の合理化や効率化を「利益」として認識した。連邦政府レベルの補助金などを通じた介入は段階的なレベルにとどまり、1990年までに創設された運輸連合においては、連携の必要性という「利益」、地方自治体の供給責任という「制度」、上位政府の支援が得られる関係にあるという「配置」の条件が満たされた運輸連合ほど実現が可能であるという仮説が提示される。

第4章においては、1990年代半ばに実施された地域化を中心として連邦鉄道をめぐる改革、つまり近距離旅客鉄道の政策を連邦政府から州政府へ移譲した改革の背景、内容、帰結が検討される。地域化によって各州で様々な「制度」が構築され、近距離旅客鉄道の供給責任に大きな差異がみられた。また各州で創設された「制度」に基づき地方自治体による運輸連合が多く創設された。また権限を州政府にとどめた集権型の運輸連合も生まれ、それは直接的な「制度」以外の要因に基づくものであった。

第5章においては、運輸連合の構造と機能を考察し、運輸連合が発展した要因を探っている。市場化や競争性を確保する必要性に迫られた地方自治体は、アクター間の調整を目的として運輸連合を積極的に選択した。実施権限をもつ地方自治体が「配置」され、競争の「利益」に応じなければならない状況に迫られた。地域交通組織は地方自治体の政治レベル、運輸連合の管理レベル、交通事業者の供給レベルから構成され、運輸連合の調整の特徴と役割は地方自治体の影響力とコントロールに対する「利益」、都市交通行政をめぐるアクターの「配置」によって規定される。

第6章においては、8つの都市地域を対象として事例研究を行い、運輸連合の形成要因と変化要因を比較分析している。その創設条件はアクターが組織化の「利益」を認識していることであり、創設される状況はアクター間の関係が密接である時や上位政府による組織化の促進が行われる時である。運輸連合が変化する要因としては、アクター「配置」が流動的であること、「制度」の存在が作用することがあげられる。組織形態は組織生成におけるアクター「配置」に規定され、地域化の影響としては地方自治体の「利益」を変化させ、都市交通行政の目的が変化したことで連携と調整が志向されたとする。

結語と含意においては、論文の結論と日本の制度設計への含意、論文の課題が示される。

◎論文の特徴と評価

本論文は対象・枠組み・比較の3点で独自性が高い論文となっている。

第1に行政学では研究されてこなかった「運輸連合」という対象を取りあげたことである。ドイツの都市交通行政、とくに運輸連合について構造的な分析を行った本格的な研究としては初めてと

いってもよく、従来から商学や交通経済学で議論されてきた対象に対して行政学から分析し、新しい視点を都市公共交通研究に提供した点が評価できる点であろう。

第2に既存の分析枠組みの設定に修正を加えた分析であることである。従来から「利益」「制度」「アイデア」という3つの概念による分析が一般的に行われてきた。これに対して本論文は「利益」「制度」「配置」という概念規定による分析であり、理論レベルにおいて挑戦的な研究と評価することもできる。枠組み設定の点で従来の研究に修正を迫った点が積極的に評価できる点である。

第3に都市間の比較・時系列的な比較を行った事例研究であることである。都市間の比較研究としては本論文ほど多くの都市自治体を取りあげて本格的な分析をおこなった研究例はほとんどなく、その点で本論文の研究成果は貴重である。また時系列的な比較は地方自治体の「利益」を基調としながら、運輸連合をめぐる「制度」と「配置」が歴史的に継承されていった点を明らかにしており、歴史的制度論の関心から見ても本論文の意義は大きいと考える。

論文の論述は大変明晰で読みやすい。主張も明確であり、論文のオリジナリティや限界についても内在的な理解が深いものと評価している。作り込んだ実証研究として完成度の優れて高い論文として評価できる。枠組みによる分析という比較的オーソドックスな論文スタイルであるが、研究の姿勢は大変チャレンジングなものであり、「利益」「制度」「配置」という枠組みによる分析でも一定の成果を上げている。都市交通の事例と分析を付け加えて直ぐにでも出版刊行が可能な完成度であり、近年の博士請求論文としては傑出した出来であるといつてよい。

◎論文の課題

この論文の課題は著者も結語で述べているように、枠組みの適用可能性と比較分析の対象設定の限定にある。

第1に概念上の課題である。「制度」「利益」「配置」という分析枠組みはこの運輸連合という対象が政治要因の少ない、逆に言えば制度・管理要因によって左右される対象であるがゆえに成立する。また「配置」という概念の分かりにくさや適用でのバイアスの排除も改善すべき点のひとつである。これらの枠組みではどの組織を選択するのかを説明できない弱みは残る。これらの理論枠組みの適用可能性については、今後も事例研究を積み重ねて精度を上げていかなければならない。

第2に比較の点である。都市間比較においては、サンプル数が8つであり、比較分析のサンプルとしては少ない。人口規模や特性に応じて比較研究を積み重ねて分析の精度を上げ、要因を探る営みが必要である。その意味で第5章と第6章は事例対象を相対化させる程度が十分とはいえない。分権化されたドイツにおいては「運輸連合がなぜ創設しなぜ変化したのか」という命題に対して都市ごとに答えがあるため、その最終解答を出すためには事例研究をさらに積み重ねていくことが望まれる。

課題はあるが、この博士学位請求論文について対象・枠組み・比較の3点で独自性が高い論文となっている点を審査員一同、高く評価した。2014年10月31日の口頭試問を経て審査を行った結果、審査委員は全員一致して本論文は博士（政治学）の学位を授与するに値する水準と評価した。